

高松市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年4月

高松市・高松市教育委員会

1 プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、本市では、同年8月から9月にかけて教育委員会、警察、道路管理者などが連携して通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

このような通学路の安全確保に向けた取組を一過性のものに終わらせることなく、継続的に推進することにより、児童生徒を交通事故の危険から守ることを目的として、「高松市通学路交通安全プログラム」を策定するものです。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 推進体制

本プログラムの実施に当たり、次に掲げる機関及び部署と緊密な連携体制を構築し、効果的な取組を推進します。

(国)

・国土交通省香川河川国道事務所

(香川県)

・高松土木事務所

・高松北・南・東・西警察署

(高松市)

・市民局くらし安全安心課

・教育委員会教育局保健体育課

・都市整備局道路管理課

本プログラム実施における事務局を、高松市市民局くらし安全安心課及び高松市教育委員会教育局保健体育課に置きます。

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、合同点検を計画的に実施するとともに、対策実施後に効果の確認等を行い、対策内容の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDC Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全確保を図っていきます。

(2) 合同点検

①定期合同点検

高松市立の小学校を3グループに分け、別表に基づき合同点検を計画的に実施します。(1小学校区につき、10年に1回程度)

②臨時合同点検

道路状況の変化や通学路の変更等、臨時的に対応を必要とする場所が発生した場合、各学校が事務局に報告し、推進体制との協議のもと、必要に応じて合同点検を実施します。

③緊急合同点検

市内で児童が関係する重大交通事故等が発生した場合、推進体制との協議のもと、必要に応じて発生小学校区において合同点検を実施します。

(3) 合同点検の体制

小学校ごとに、推進体制のほか、教職員、保護者、自治会等が参加し、合同点検を実施します。

(4) 対策の検討・決定

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討・決定します。

(5) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、効果を確認し、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の情報共有

点検結果や対策内容・効果については、事務局が小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、関係者間で情報共有します。

